T136-0073

江東区北砂 五丁目20番 北砂五丁目 都市機構住宅 10 号棟 609 号室

孫 樹斌 (SUN SHUBIN) 殿

(送付元)

東京都墨田区江東橋四丁目26番5号 独立行政法人 都市再生機構内 株式会社URコミュニティ 東京東住まいセンター

> 債権者代理人 和田 慎治 電話 03-5600-0811番号案内1 携帯 080-3477-0314

建物明渡し・動産差押え等強制執行の期日通知書

独立行政法人都市再生機構は令和4年7月15日

東京地方裁判所 平成 4 年 (ワ) 第11156 号による 判決 に基づき、

強制執行 (住宅明渡し動産差押え・競売)の申立てを行いました。

よって、令和 4 年 8 月 17 日 (水) 10:00 AM 頃、東京地方裁判所の 執行官が、貴殿の住宅に出向き、上記強制執行を実施することとなりました。

(今回は催告です。)当該強制執行期日の前日までに貴殿は任意に明け渡してください前日までに退去できない場合には、必ず在宅してください。

(催告の後、退去期限・断行日が言い渡されます。)

当日は、貴殿が不在の場合においても

執行官がその権限に基づき開錠の上、強制執行がとり行われることになります。

- ※貴殿は判決が出ている為、残念ながら継続居住は出来ません。
- ・電気ガス水道電話等は各自解約してください。
- ・部屋の鍵は、退去時、管理事務所に返却してください。